



令和8年度多摩六都科学館組合会計年度任用職員(事務補助員)  
採用選考 募集要項

会計年度任用職員とは、地方公務員法第 22 条の2第1項の規定に基づき、一会計年度(4月1日から3月 31 日まで)内を任期として任用される一般職の非常勤職員です。

### 1 募集職名及び職務内容等

職名	採用予定数	職務内容
事務補助員	1人	文書作成、データ入力、書類整理、電話対応等

### 2 受験資格

パソコン(Word・Excel 等)の基本的な操作ができる方

※地方公務員法第 16 条各号のいずれかに該当する方は受験できません(欠格条項)。

### 3 任用期間

令和8年6月1日から令和8年9月 30 日まで

※任用後、条件付採用期間があります。

※任用終了後選考の上、再度任用する場合があります。

### 4 勤務条件

報酬額	時間額 1,226 円 このほかに条例等の定めるところにより、通勤手当相当の報酬を支給します。
勤務日数	月曜日から金曜日までのうちの週 3 日
勤務時間	午前 9 時から午後 5 時までの間の範囲で1日 5.5 時間(休憩時間1時間を除く。)
勤務場所	多摩六都科学館組合事務局管理課 (東京都西東京市芝久保町五丁目 10 番 64 号)
週休日・休日	土・日曜日、祝日、年末年始(12月 29 日から翌年1月3日まで)等
休暇・休業等	労働基準法及び多摩六都科学館組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき付与します。
労災保険	就業上の災害補償については、労働者災害補償保険法によります。

### 5 選考方法及び日程等

選考方法	書類審査及び面接
面接日	令和8年5月 25 日(月) 面接時間は、受付終了後、郵送等により個別にお知らせします。

面接場所	多摩六都科学館(東京都西東京市芝久保町五丁目 10 番 64 号)
合格発表	面接終了後、令和8年5月 29 日(金)までに可否にかかわらず受験者全員に郵送でお知らせします。

## 6 応募の手続

### (1) 応募方法

所定の申込書に必要事項を記入の上、下記により持参又は郵送にて提出してください。

### (2) 申込書の配布

#### ア 配布期間及び時間

令和8年5月1日(金)から5月 15 日(金)まで

※午前9時から午後5時 45 分まで(土・日・祝日を除く。)

#### イ 配布場所

多摩六都科学館1階 多摩六都科学館組合事務局管理課

※申込書は当組合ホームページからダウンロードすることができます。

### (3) 申込書の受付

方法	期間	場所
郵送	令和8年5月 15 日(金)まで(消印有効) ※簡易書留でお送りください。 簡易書留によらない郵送での事故について、当組合は一切の責任を負いません。	〒188-0014 東京都西東京市芝久保町五丁目 10 番 64 号 多摩六都科学館組合事務局管理課 宛て
持参	令和8年5月1日(金)から5月 15 日(金)まで ※午前9時から午後5時 45 分まで ※土・日・祝日は受け付けていません。	多摩六都科学館1階 多摩六都科学館組合事務局管理課窓口

### (4) 申込に必要な書類

応募書類		注意事項
①	令和8年度多摩六都科学館組合会計年度任用職員採用選考 申込書兼履歴書	・当組合指定用紙を使用すること ・履歴書の指定箇所に、最近3箇月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向、4cm×3cm型の写真をのりづけすること。
②	令和8年度多摩六都科学館組合会計年度任用職員採用選考 受験票	当組合指定用紙による。
③	返信用封筒 2通	・定形長形3号の封筒を各自で用意すること。 ・110 円切手を貼り、住所、氏名(様と記入)をすること。

#### (5) 受験票の送付

令和8年5月15日(金)以降に郵送します。なお、令和8年5月21日(木)までに届かない場合には、組合事務局管理課までお問い合わせください。

受験票は、面接日当日必ずお持ちください。

### 7 その他

- (1) この選考において提出された書類については、選考結果を問わず、返却しません。
- (2) この選考において当組合が収集する個人情報については、本採用選考業務以外の目的への使用はいたしません。ただし、任用者の個人情報は人事情報として使用します。
- (3) 申込書等の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに下記までご連絡ください。
- (4) 採用選考に関して提出した書類等の内容に虚偽があると、会計年度任用職員として採用される資格を失う場合があります。

### 8 郵送・問い合わせ先

多摩六都科学館組合事務局管理課

〒188-0014 東京都西東京市芝久保町五丁目10番64号

電話 042-469-6982

#### 【参考】地方公務員法第16条(欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者